



サービス利用料の軽減制度

利用者負担を軽減するため、次のようなサービス利用料の軽減制度があります。

①食費・居住費（滞在費）の軽減【負担限度額認定】

介護保険施設や、短期入所（ショートステイ）利用時にかかる食費・居住費（滞在費）を軽減するものです。

対象者	住民税非課税世帯の方や、生活保護を受けている方
-----	-------------------------

②訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

訪問介護（ホームヘルパー）を利用したときの利用者負担（サービス費用の10%）を5%に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方（生活保護を受けている方を除く）
-----	--

③社会福祉法人などによる利用者負担軽減

介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用負担額の一部を負担し、利用者負担を軽減するものです。

対象者	世帯全員が住民税非課税で年間収入（仕送りや非課税収入を含む）が単身世帯で150万円、世帯員が増えるごとに50万円加算した額以下であることや預貯金の額などの条件があります。
-----	---

④離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

佐賀地域では、厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15%の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が利用者負担額の一部を軽減するものです。

対象者	住民税本人非課税の方（生活保護受給世帯に属する方を除く）
-----	------------------------------

●申請手続きについて

利用者負担額の軽減を受けるためには申請が必要です。申請書の記入方法や必要書類については、介護保険係（本庁）や総合窓口第2係（佐賀支所）、またはケアマネジャーにご相談ください。

●有効期限と更新手続きについて

有効期限は、申請のあった月の初日から翌年7月末まで（4～7月申請の場合、その年の7月末まで）です。

現在軽減を受けている方も、7月中に再度申請（更新手続き）が必要です。

更新の対象となる方には、お知らせしますので、お早めに手続きをお願いします。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(課直通)